

1. 消費者行政予算の状況

(1) 消費者行政予算の推移：27年度予算の自主財源は前年比増

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度差
全自治体計	16,439	19,350	20,708	20,441	18,763	17,980	17,510	▲ 471
基金及び 交付金	4,263 (25.9%)	6,891 (35.6%)	6,985 (33.7%)	6,911 (33.8%)	6,442 (34.3%)	5,873 (32.7%)	4,914 (28.1%)	▲ 958 ▲ 16.3%
自主財源	12,176 (74.1%)	12,459 (64.4%)	13,723 (66.3%)	13,530 (66.2%)	12,321 (65.7%)	12,108 (67.3%)	12,595 (71.9%)	487 4.0%

※平成26年度までは最終予算であり、平成27年度は当初予算である。
 ※平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金(基金)から地方消費者行政推進交付金へ移行しているため、「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度以降は基金と交付金の合計額となっている。

(2) 消費者行政予算の無い市区町村数：最終予算ベースで横ばい

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市区町村数	223	144	114	139	135	138	151

※平成26年度までは最終予算であり、平成27年度は当初予算である。

[参考1] 消費者庁による財政支援措置の実績

累計約418億円

<地方消費者行政活性化基金>

- 20年度2次補正(150億円)
- 21年度1次補正(80億円)
- 24年度当初(一般会計:5億円)(復興特別会計:3.6億円)
- 24年度補正(60.2億円)
- 25年度当初(一般会計:5億円)(復興特別会計:7.3億円)
- 25年度補正(15億円)
- 26年度当初(一般会計:30億円)(復興特別会計:7億円)

<地方消費者行政推進交付金>

- 26年度補正(20億円)
- 27年度当初(一般会計:30億円)(復興特別会計:4.8億円)

2. 相談窓口の状況

(1) 消費生活センター数：市区町村(政令市を除く。)では前年比増

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年	
					前年差	前年差	前年差	前年差		
全自治体計	501	611	684	724	745	21	763	18	786	23
都道府県	123	116	113	110	106	▲ 4	103	▲ 3	102	▲ 1
(うち サブセンター数)	(76)	(69)	(66)	(63)	(59)	(▲ 4)	(56)	(▲ 3)	(55)	(▲ 1)
政令市	26	30	30	31	31		31		31	
(うち サブセンター数)	(8)	(11)	(11)	(11)	(11)		(11)		(11)	
市区町村(政令市を除く。)	351	462	538	579	603	24	624	21	648	24
広域連合、一部事務組合	1	3	3	4	5	1	5		5	

(2) 市区町村(政令市を除く。)における相談窓口(消費生活センターを含む)の設置状況：全自治体に設置(設置率100%)

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年	
					前年差	前年差	前年差	前年差		
相談窓口設置の市区町村数	1,375	1,490	1,580	1,603	1,627	24	1,717	90	1,721	4
(設置率)	(77.6%)	(86.1%)	(91.4%)	(93.1%)	(94.5%)	(1.4)	(99.8%)	(5.3)	(100.0%)	(0.2)
うちセンター設置	379	525	636	725	773	48	814	41	862	48
うち単独設置	348	462	536	577	601	24	622	21	647	25
広域連携	31	63	100	148	172	24	192	20	215	23
うち相談窓口設置	996	965	944	878	854	▲ 24	903	49	859	▲ 44
うち単独設置	989	959	939	869	843	▲ 26	893	50	849	▲ 44
広域連携	7	6	5	9	11	2	10	▲ 1	10	0
相談窓口未設置の市区町村数	396	241	148	119	95	▲ 24	4	▲ 91	0	▲ 4
(未設置率)	(22.4%)	(13.9%)	(8.6%)	(6.9%)	(5.5%)	(▲ 1.4)	(0.2%)	(▲ 5.3)	(0.0%)	(▲ 0.2)
(参考)市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	1,722	0	1,721	▲ 1	1,721	0

※「広域連携」は、広域連合、一部事務組合又はその他の広域的な連携により相談窓口(消費生活センターを含む。)を設置している自治体の数。

3. 消費者行政担当職員の配置状況

(1) 消費生活相談員の配置：資格保有者は前年比増

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年	
					前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差
全体	2,800	3,146	3,321	3,391	3,371	▲ 20	3,345	▲ 26	3,367	22
うち資格保有	2,140	2,328	2,490	2,569	2,549	▲ 20	2,612	63	2,659	47
	(76.4%)	(74.0%)	(75.0%)	(75.8%)	(75.6%)	(▲0.1)	(78.1%)	(2.5)	(79.0%)	(0.9)
うち資格未保有	660	818	831	822	822	(0.1)	733	▲ 89	708	▲ 25
	(23.6%)	(26.0%)	(25.0%)	(24.2%)	(24.4%)	(0.1)	(21.9%)	(▲2.5)	(21.0%)	(▲0.9)

(2) 消費者行政担当の事務職員数の配置：専任職員は前年比減

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年	
					前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差
全体	5,190	5,226	5,180	5,182	5,158	▲ 24	5,200	42	5,183	▲ 17
うち専任職員	1,494	1,570	1,588	1,560	1,528	▲ 32	1,531	3	1,497	▲ 34
うち兼務職員	3,696	3,656	3,592	3,622	3,630	8	3,669	39	3,686	17

4. 消費生活相談員の処遇等の状況

(1) 消費生活相談員の平均報酬額（1時間当たりの報酬単価）

：市及び町では前年比減

単位：円、各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年		増減率
					前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	
全体	1,471	1,485	1,499	1,507	1,510	4	1,526	16	1,520	▲ 6	▲0.4%
都道府県	1,347	1,381	1,443	1,466	1,437	▲ 29	1,456	19	1,469	12	0.8%
政令市	1,546	1,612	1,657	1,650	1,615	▲ 35	1,626	11	1,634	7	0.4%
市	1,489	1,456	1,459	1,466	1,477	11	1,500	23	1,481	▲ 19	▲1.3%
区	2,218	2,248	2,249	2,237	2,241	4	2,253	12	2,268	15	0.7%
町	1,471	1,409	1,368	1,382	1,464	81	1,433	▲ 31	1,427	▲ 6	▲0.4%
村	1,335	1,418	1,401	1,414	1,283	▲ 130	1,243	▲ 40	1,534	291	23.4%

※四捨五入の関係で前年差を計算した場合に一致しないことがある。

4. 消費生活相談員の処遇等の状況

(2) 消費生活相談員の雇用期間の更新回数制限の有無

：制限有りの自治体は前年比減

		全体	都道府県	政令市	市区町村等
		平成22年	制限有り	19.6%	29.6%
	制限無し	80.4%	70.4%	87.4%	82.9%
平成23年	制限有り	19.1%	31.3%	13.9%	15.9%
	制限無し	80.9%	68.7%	86.1%	84.1%
平成24年	制限有り	18.8%	30.8%	13.1%	15.9%
	制限無し	81.2%	69.2%	86.9%	84.1%
平成25年	制限有り	19.2%	32.0%	13.8%	16.1%
	制限無し	80.8%	68.0%	86.2%	83.9%
平成26年	制限有り	17.1%	27.5%	13.6%	14.6%
	制限無し	82.9%	72.5%	86.4%	85.4%
平成27年	制限有り	14.8%	19.9%	13.3%	13.6%
	制限無し	85.2%	80.1%	86.7%	86.4%

各年4月1日現在

[参考2] 雇止めの有無

	全自治体	「無」	「有」	その他(相談員なし等)
都道府県	47	47	0	0
政令市	20	18	2	0
市区町村等	1,729	1,457	40	232
合計	1,796	1,522	42	232

(3) 消費生活相談員の処遇改善：改善を図った自治体は前年比増

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	うち 基金活用	
全体	102	34	130	88	111	78	114	84	138	103	189	123
(割合)	(5.7%)	(33.3%)	(7.2%)	(67.7%)	(6.2%)	(70.3%)	(6.3%)	(73.7%)	(7.7%)	(74.6%)	(10.5%)	(65.1%)
都道府県	10	5	11	7	5	3	7	3	8	3	17	7
(割合)	(21.3%)	(50.0%)	(23.4%)	(63.6%)	(10.6%)	(60.0%)	(14.9%)	(42.9%)	(17.0%)	(37.5%)	(36.2%)	(41.2%)
政令市	10	3	8	4	4	2	2	1	3	1	5	0
(割合)	(52.6%)	(30.0%)	(42.1%)	(50.0%)	(20.0%)	(50.0%)	(10.0%)	(50.0%)	(15.0%)	(33.3%)	(25.0%)	(0.0%)
市区町村等	82	26	111	77	102	73	105	80	127	99	167	116
(割合)	(4.7%)	(31.7%)	(6.4%)	(69.4%)	(5.9%)	(71.6%)	(6.1%)	(76.2%)	(7.3%)	(78.0%)	(9.7%)	(69.5%)

※各年4月1日現在で、前年4月2日以降に報酬単価引上げにより消費生活相談員の処遇改善を図った自治体数と割合。

※「雇止め」：条例、規程等(人事等の内部規程を含む。)において、非常勤職員として任用する消費者行政担当者について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないという規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。

5. 事業の実施状況

(1) 相談・あっせん件数：あっせんを行う割合は3年連続増加

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度差
全自治体計	1,063,167	1,013,557	982,434	953,652	1,030,219	1,044,958	14,739
うちあっせん件数	73,610	73,000	70,471	71,790	82,493	86,303	3,810
(あっせんの割合)	6.9%	7.2%	7.2%	7.5%	8.0%	8.3%	0.3
都道府県	404,624	361,013	330,690	305,641	317,264	309,448	▲ 7,816
うちあっせん件数	20,591	19,148	17,669	17,432	19,237	20,275	1,038
(あっせんの割合)	5.1%	5.3%	5.3%	5.7%	6.1%	6.6%	0.5
政令市	182,369	187,135	189,889	181,143	199,389	200,419	1,030
うちあっせん件数	12,244	13,907	13,258	12,255	12,878	12,386	▲ 492
(あっせんの割合)	6.7%	7.4%	7.0%	6.8%	6.5%	6.2%	▲ 0.3
市区町村等	476,174	465,409	461,855	466,868	513,566	535,091	21,525
うちあっせん件数	40,775	39,945	39,544	42,103	50,378	53,642	3,264
(あっせんの割合)	8.6%	8.6%	8.6%	9.0%	9.8%	10.0%	0.2

(2) 自治体職員、消費生活相談員の研修への参加

：市区町村等の約25%では職員や相談員が研修に不参加

	都道府県					政令市					市区町村等				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修参加自治体数	47	47	47	47	47	19	20	20	20	20	1,274	1,308	1,291	1,310	1,310
研修不参加自治体数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	461	420	438	418	419
参加自治体の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	73.4%	75.7%	74.7%	75.8%	75.8%

(3) 講習等（出前講座を含む。）の実施

：全ての都道府県・政令市で消費者向け講習等を開催

	都道府県			政令市			市区町村等		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
講習等実施自治体数	47	46	47	20	20	20	979	967	969
出前講座実施自治体数	44	43	44	20	20	19	778	829	837
講習等未実施自治体数	0	1	0	0	0	0	750	761	760
出前講座未実施自治体数	3	4	3	0	0	1	951	899	892
実施自治体の割合	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	56.6%	56.0%	56.0%
出前講座実施自治体の割合	93.6%	91.5%	93.6%	100.0%	100.0%	95.0%	45.0%	48.0%	48.4%

(4) 庁内外における連絡会議等の設置（庁内外連携）

：ほとんどの都道府県・政令市で連絡会議等を設置

	庁内の他部局を集めた会議等を設置	他の自治体、団体等との会議等を設置	(参考)自治体数		
全体	299	16.6%	638	35.5%	1,796
都道府県	46	97.9%	45	95.7%	47
政令市	18	90.0%	15	75.0%	20
市区町村等	235	13.6%	578	33.4%	1,729

(平成27年4月1日現在)

(5) 外部有識者、専門家の活用

：全ての都道府県・政令市で外部有識者等を活用

	活用している自治体数	活用していない自治体数	(参考)自治体数		
全体	632	35.2%	1,164	64.8%	1,796
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	47
政令市	20	100.0%	0	0.0%	20
市区町村等	565	32.7%	1,164	67.3%	1,729

(平成27年4月1日現在)

6. 法執行の実施状況

(1) 各関係法令に基づき都道府県・政令市において法執行を実施

	都道府県						政令市					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
景品表示法 ※1	26	36	22	29	62	3	0	0	0	0	0	0
指示	26	36	22	29	62	3	0	0	0	0	0	0
措置請求	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
合理的根拠の提出要求	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
措置命令	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
JAS法 ※2	62	37	26	31	33	22	0	1	1	1	0	0
指示	62	36	26	30	32	21	0	1	1	1	0	0
命令	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
食品衛生法	164	172	217	242	250	204	37	69	66	68	95	126
物品廃棄命令	18	20	10	26	23	15	3	4	6	0	8	10
営業停止命令	109	124	158	185	201	159	16	32	31	30	44	81
営業禁止命令	37	28	49	31	26	30	18	33	29	38	43	35
営業許可取消命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康増進法	0	56	51	50	51	50	6	3	7	3	3	3
家庭用品品質表示法	11	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
指示	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
公表	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定商取引法 ※3	90	135	82	81	97	55	0	0	0	0	0	0
指示	15	20	15	28	27	8	0	0	0	0	0	0
業務停止命令	75	115	67	53	70	47	0	0	0	0	0	0
割賦販売法	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
業務停止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可・登録取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	都道府県						政令市					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸金業法	235	76	28	18	24	9	0	0	0	0	0	0
業務改善命令	17	9	1	4	6	1	0	0	0	0	0	0
業務停止命令	45	13	14	10	12	4	0	0	0	0	0	0
登録取消	173	54	13	4	6	4	0	0	0	0	0	0
旅行業法	14	25	29	5	14	6	0	0	0	0	0	0
業務改善命令	0	0	0	5	12	2	0	0	0	0	0	0
業務停止命令	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登録取消	12	25	29	0	2	4	0	0	0	0	0	0
宅建業法 ※4	349	259	261	246	306	239	0	0	0	0	0	0
指示	93	44	73	76	62	33	0	0	0	0	0	0
業務停止命令	58	56	36	51	64	69	0	0	0	0	0	0
免許取消	198	159	152	119	180	137	0	0	0	0	0	0
消費生活関係条例	654	406	345	344	337	357	146	180	164	157	214	137
指導	562	318	309	316	309	311	145	174	160	145	204	134
勧告	48	68	19	21	12	19	1	6	3	2	6	2
公表	44	20	17	7	16	27	0	0	1	10	4	1
禁止命令	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 不当景品類及び不当表示防止法。法改正に伴い、「指示」及び「措置請求」は施行前(平成26年11月)までの件数、「合理的根拠の提出要求」及び「措置命令」は施行後(平成26年12月)からの件数を表示。また、「その他行政指導」は平成26年度500件であった。

※2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

※3 特定商取引に関する法律

※4 宅地建物取引業法